

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成30年6月19日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
庶務議事課長補佐	田 上 洋 子 君

平成30年第2回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成30年6月19日(火) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第 2. 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第 3. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第 4. 議案第38号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第 5. 議案第39号 牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6. 議案第40号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
 - 日程第 7. 議案第41号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
 - 日程第 8. 議案第42号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9. 議案第43号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10. 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて
 - 日程第11. 議案第45号 損害賠償の額を定めることについて
 - 日程第12. 議案第46号 損害賠償の額を定めることについて
 - 日程第13. 議案第47号 工事請負契約の締結について
 - 日程第14. 議案第48号 工事請負契約の締結について
 - 日程第15. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

午前10時01分開議

○議長（板倉 香君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第35号ないし日程第14、議案第48号の14件を一括議題とします。

○

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

議案第38号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

議案第39号 牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第40号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第43号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第44号 損害賠償の額を定めることについて

議案第45号 損害賠償の額を定めることについて

議案第46号 損害賠償の額を定めることについて

議案第47号 工事請負契約の締結について

議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（板倉 香君） 本件に関しまして、各委員長から審査の結果の報告を受けました。つきましては各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務常任委員長。

平成30年6月19日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第19号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第36号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第38号	牛久市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第39号	牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第44号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第45号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第46号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

〔総務常任委員長杉森弘之君登壇〕

○総務常任委員長（杉森弘之君） 総務常任委員会委員長として平成30年6月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第35号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、地方税法の改正及び平成30年度が固定資産税の評価がえの基準年度に当たることに伴い、現行の制度を維持するため、規定されている年度の改正並びに引用条項及び文言の整理等を行うものであります。専決処分としたので、その承認を求めるものであります。

議案第36号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、引用条項及び文言の整理を行うものであります。専決処分としたので、その承認を求めるものであります。

議案第38号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、中小企業等に対する固定資産税の特例措置の創設、市たばこ税の税率の引き上げ並びに引用条項及び文言の整理等を行うものであります。

審査に当たり、委員からは、特例措置の軽減を受ける要件で、市の導入促進基本計画の内容について、税条例の改正によって市税収の影響について、給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げられ、対象となる人数について質疑がなされました。市執行部からは、市の導入促進基本計画の内容については、現在素案を作成しており、国と事前協議を進めている最中であります。基本計画の内容としては、認定目標数、事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とすること、設備の種類、市内での対象地域、対象業種、計画期間などです。税条例の改正によって市税収の影響については、市たばこ税の税率引き上げについて、過去の決算額から推測しますと、毎年約2,000万円の減収となっており、多少減収が拡大し、たばこの消費量は減ると思われませんが、金額が上がりますので、大きな税収の減額にはならないと考えています。給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げられ、対象となる人数については、給与所得者全体の約4%の方との答弁がありました。

議案第39号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第44号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、平成29年9月9日午後3時30分ごろ、牛久市上太田町809番地3付近の道路上において、うしくグリーンファーム株式会社代表取締役の運転する公用車が丁字路を左折したところ、右側から走行してきた車両と接触し、運転者及び同車両を損傷し、損害を与えたことについて、当事者と示談し、損害賠償の額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、市とグリーンファームの協定書の内容について質疑がなされ、市執行部からは、市とグリーンファームの協定書の内容については、車両及び農業機械等使用貸借契約書を平成23年8月31日に締結しており、維持にかかる費用については市が負担するとの答弁がありました。

議案第45号及び議案46号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、平成29年11月6日午後0時15分ごろ、つくばみらい市絹の台3丁目33番地2付近の道路上において、保健福祉部社会福祉課職員の運転する公用車が誤って前方の車両に接触し、運転者及び同車両を損傷し、損害を与えたものであります。このことについて、議案第45号は、当事者と示談し、同車両の運転者の損害に対する損害賠償の額を定めるものであります。議案第46号は、当事者と示談し、車両の損害に対する損害賠償の額を定めるものであります。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第35号、議案第36号、議案第38号、議

案第 39 号、議案第 44 号ないし議案第 46 号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、須藤教育民生常任委員長。

平成 30 年 6 月 19 日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 須藤 京子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 37 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第 40 号	牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 41 号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 42 号	牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 48 号	工事請負契約の締結について	原案可決

〔教育民生常任委員長須藤京子君登壇〕

○教育民生常任委員長（須藤京子君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成 30 年 6 月 12 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御

報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第37号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、国民健康保険の都道府県化に伴う文言の整理等のほか、基礎課税分の賦課限度額を4万円引き上げるとともに、軽減判定所得の基準を引き上げ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図るために改正するものです。

審査に当たり委員からは、今回の改正によって対象となる引き上げの世帯数、どのぐらいの年収の方が対象となるか。次年度以降の保険税の引き上げについてはどのようになるかについて質疑がなされました。

市執行部からは、31世帯が引き上げの対象となり、40代の単身世帯で固定資産税がない方で限度額に達するのが、改正前は給与収入で1,146万円、改正後、給与収入で1,216万2,000円を超える方になる。次期以降の税率改正について、検討に入るのは来年の9月以降になるとの答弁がありました。

また、委員からは、リストラなど会社の都合で退職した方の保険税の算定基礎となる給与所得が3割に軽減される期間、特例措置の周知をどのように行っているかとの質疑がなされ、市執行部からは、軽減措置は国民健康保険に加入された年度と翌年度となり、周知については国民健康保険加入者に渡すリーフレット、広報紙への掲載、ハローワークで案内をしているとの答弁がありました。

議案第40号は、牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、運動広場の施設の使用料について、使用の当日にも支払いができるよう納付期限を使用開始前までと改正し、利用者の利便性向上を図るものであります。

審査に当たり委員からは、納付期限の変更に対する市民への周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、市のホームページ、広報紙、窓口の掲示等で周知を図っていききたいとの答弁がありました。

議案第41号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、所得税法等の改正に伴う文言の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、住所地特例の対象者は市内にどのぐらいいるのか質疑がなされ、市執行部からは、市内で住所地特例になっている方は他市の保険の加入者になっており把握し

ていないが、牛久市から県外の住所地特例になっている方で、これから後期高齢に移る予定の方は2名となっているとの答弁がありました。

議案第42号は、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、支援員の確保について、市長が適当と認めた者の具体的な内容について質疑がなされ、市執行部からは、条例の中では40人単位で1クラスを構成した場合に2人に1人は有資格者を置くことになっている。現在、牛久市の支援員は120名強の体制で運営を行っている。市長が適当と認めたものは5年以上従事したもので、支援員として日々の業務の成績が不適當でないものとなるとの答弁がありました。

また、委員からは、市の支援員と派遣の支援員の現状、派遣の条件について質疑がなされ、市執行部からは、支援員は5月1日現在で120名を確保している。派遣の活用としては、6月から5名派遣の支援員を確保する契約を結び運用しており、2分の1以上の資格者がいるので、派遣の方については資格を求めているとの答弁がありました。

議案第48号は工事請負契約の締結についてであります。

本件は、平成30年度牛久南中学校校舎大規模改造工事（建築2期工事）について工事請負契約を締結するものであり、老朽化した校舎の外装及び内装を改修するものであります。

審査に当たり委員からは、トイレ工事中の対応、工事費の国庫補助等の財源、図書室の改修、牛久南中学校以外の大規模改修の予定について質疑がなされ、市執行部からは、工事は夏休み中の着工、完成を予定しており、トイレ工事も終わらせる予定である。仮に終わらなかった場合でも、東側に1期工事において完成したトイレで対応することができる。2期工事の財源は、3分の1が国庫補助となり、6,517万3,000円を見込んでいる。図書室の書架については、クラス数・生徒数から算出される図書の標準冊数の2割増しとなる1万4,300冊の図書を配架できるようにしている。大規模改修が終わっていないのは、校舎では神谷小学校、下根中学校、体育館では向台小学校、牛久第三中学校等があり、年次計画に沿って行きたいとの答弁がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について、審査の結果、議案第40号ないし議案第42号及び議案第48号は全会一致により、議案第37号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、牛久運動公園プール管理業務委託に関する調査研究を調査事項として、本委員会の閉

会中の所管事務調査とすることを賛成多数により決し、議長宛て閉会中の所管事務調査の申し出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、市川産業建設常任委員長。

平成30年6月19日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 市川圭一

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第43号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第47号	工事請負契約の締結について	原案可決

〔産業建設常任委員長市川圭一君登壇〕

○産業建設常任委員長（市川圭一君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成30年6月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月15日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第43号は、牛久市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、都市公園法施行令の改正により、都市公園における運動施設面積の公園敷地面積に対する割合について定めるとともに、有料公園施設の使用料について、使用の当日にも支払いができるよう、納付期限を使用開始前までと改正し、利用者の利便性向上を図るものであります。

審査に当たり委員からは、施設使用料を納付する前に予約が可能となるため、使用が確定していないにもかかわらず無秩序に予約をとることを防止するために、予約数の上限を設けることは考えているかとの質疑がなされ、市執行部からは、そのような制約は設けていないが、そのような事案が頻発する場合には、使用者に対して規制を加えることも考えていかなければならないとの答弁がありました。

また、委員からは、施設使用の前日や当日などの直前になってからのキャンセルによって、他の使用希望者が使用しにくい状況にはならないかとの質疑がなされ、市執行部からは、使用者の都合によるキャンセルはできるだけ早目に連絡をくれるようお願いしている。モラルに反する使用者に対しては、注意や警告を行うことも考えているとの答弁がありました。

議案第47号は、下町第三雨水幹線管渠布設工事について、工事請負契約を締結するものであり、集水面積44.6ヘクタールの雨水幹線を整備する一環として、牛久市南一丁目地内に縦2.0メートル、横2.0メートルのボックスカルバートを18.6メートル、直径1.65メートルの雨水管を164.1メートル、合わせて182.7メートル布設するものであります。

審査に当たり委員からは、みどり野第4街区公園内の雨水貯留施設の雨水や常磐線の西側部分の雨水も流入することになるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、公園内にある貯留施設の雨水は、既設の雨水管から今回整備予定の雨水管のうち南端のボックスカルバートへ流入させ、常磐線の西側部分の雨水は常磐線を渡り、東側にある2カ所のマンホールポンプからみどり野第4街区公園内の雨水貯留施設を経由して流入することになっているとの答弁がありました。

また、委員からは、工事の際に掘り起こした土の保管場所についての質疑がなされ、市執行部からは、土の保管場所は請負業者において選定することになっているが、近隣住民の迷惑にならないように配慮するとの答弁がありました。それに対し、委員からは、住宅地内に土を保管する場合は住民に影響がないよう市から請負業者に対して指導してほしいとの意見がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、本委員会に付託されました議案は、いずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、委員から、平成30年第1回定例会で議決された閉会中の所管事務調査について、委員会の開催を求める動議が提出され、今後、執行部と協議の上で開催日程や調査内容等を調整していくことに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。19番柳井哲也君。（「間違えた」の声あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもちまして討論を終結いたします。

これより、議案第35号ないし議案第48号の14件について順次採決いたします。

初めに、議案第35号専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号牛久市税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第43号牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であり

ます。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程を追加し、追加日程第1、教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議ないものと認め、追加日程第1、教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。



教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（板倉 香君） 本案は、教育民生常任委員長から会議規則第111条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中において所管事務調査の申し出がありました。本案は委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

次に、日程第15、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（板倉 香君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもちまして平成30年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

署名議員 中 根 利兵衛

署名議員 小松崎 伸